

第4 利用者との取り交わし等が必要な書類一覧

訪問サービス

予防専門型	・ 契約書 ・ 重要事項説明書 ・ 個人情報使用同意書 ・ 運営規程	従来のを引き続き利用可能 ※
生活支援型	・ 契約書 ・ 重要事項説明書 ・ 個人情報使用同意書 ・ 運営規程	
地域支えあい型	特に契約書等は必要としません。	

通所サービス

予防専門型	・ 契約書 ・ 重要事項説明書 ・ 個人情報使用同意書 ・ 運営規程	従来のを引き続き利用可能 ※
ミニデイ型	・ 契約書 ・ 重要事項説明書 ・ 個人情報使用同意書 ・ 運営規程	
運動型		

(参考)

サロン型	特に契約書等は必要としません。
------	-----------------

※ 既に介護予防訪問介護、介護予防通所を利用している方が、予防専門型に移行する際は、再度契約書等を取り交わす必要はなく、サービスの名称や料金などの変更点を説明した文書を利用者を取り交わすことで契約が継続されると判断します。

参考様式については「NAGOYAかいごネット」に掲載します。